

## 山口市建設工事業者格付等級要領

### (目的)

第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、有資格業者（山口市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等を定める告示に規定する有資格業者をいう。以下同じ。）の格付等級に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を行う場合において、山口市入札制度等検討委員会設置要綱に定める委員会に諮るものとする。

- (1) 格付点数の算出方法の変更
- (2) 工事種別ごとの格付等級及び格付点数の変更
- (3) 有資格業者の格付等級の認定（ただし、随時申請によるものは除く。）
- (4) 有資格業者の申出によらない格付等級の取消
- (5) その他市長が特に必要と認めた事項

### (格付の対象業者及び対象業種)

第3条 格付の対象業者は、有資格業者のうち市内に主たる営業所を有する者とし、対象業種は土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事とする。ただし、工事種別に属する工事の発注予定の件数が少数である場合は、格付を定めないことができる。

### (格付の審査)

第4条 定期の格付審査は3年ごとに行うものとする。ただし、随時申請及び競争参加資格審査事項等変更届によるものについてはその都度行うものとする。

### (格付の方法及び認定)

第5条 格付は、別表1に定める算出方法により算定した格付点数に応じ別表2に示す等級により区分し、格付を認定したときは、格付業者の名簿に登録し、格付等級通知書（様式第1号）により、当該有資格業者にその旨を通知する。

### (格付の有効期間)

第6条 格付の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第4条本文の定期の格付審査に係るもの及び同条ただし書の随時申請によるものにおいては、格付の認定日の属する月の翌月1日から、次回の認定における有効期間の初日の前日までとする。
- (2) 前号に掲げるもの以外のものにおいては、格付の認定日の翌日から、次回の認定における有効期間の初日の前日までとする。

**(格付の変更及び取消)**

第7条 格付を変更したときは格付等級変更（昇級・降級）通知書（様式第2号）により、格付を取り消したときは格付等級取消通知書（様式第3号）により、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

**(格付の制限)**

第8条 格付の変更（昇級及び降級）は1等級を限度とし、新規業者については、最下位の等級に格付をするものとする。

**(補則)**

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表 1 (第 5 条関係)

## 格付点数の算出方法

## 1 格付点数

「客観点数」に「主観点数」を加えて得た点数を格付点数とする。

$$\text{格付点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

$$\text{主観点数} = \text{客観点数} \times \left( \frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{技術職員の数、山口市優良建設工事業者表彰、} \\ \text{IS9001、14001、企業合併の有無} \end{array} \right)$$

## (1) 客観点数

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に定める経営事項審査により算定された、客観的審査事項の点数とする。ただし、市内に主たる営業所を有しない建設業者の全業種及び市内に主たる営業所を有する建設業者で土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事以外の工事については、格付点数を客観点数に読み替えるものとする。

## (2) 主観点数

主観点数は、次に掲げる①から③により算定した評点の合計とする。

## ① 工事成績評点

入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の 3 年間における当該業者の施工した種類別の工事について、山口市工事検査規則（平成 17 年山口市規則第 165 号）による完成検査の平均成績評点（小数点第 1 位以下を四捨五入したもの）を採用し、次の表に示すとおり平均成績評点を区分し、それぞれの平均成績評点に対応する工事成績評点を付与する。

|        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 平均成績評点 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 |
| 工事成績評点 | 0  | 2  | 4  | 6  | 8  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |

|        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 平均成績評点 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 |
| 工事成績評点 | 18 | 19 | 21 | 23 | 25 | 27 | 29 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 50 |

## ② 指名停止状況評点

入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の3年間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領より指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

|          |       |                |                |       |
|----------|-------|----------------|----------------|-------|
| 指名停止期間   | 2ヶ月未満 | 2ヶ月以上<br>4ヶ月未満 | 4ヶ月以上<br>6ヶ月未満 | 6ヶ月以上 |
| 指名停止状況評点 | -1    | -2             | -3             | -4    |

## ③ その他の項目に係る評点

## ア 技術職員の数

対象審査基準日における建設業法第27条の23の経営事項審査において対象とする技術職員(建設業法第15条第2号イに該当する者)の人数に対し、次の表に示す評点を付与する。

|    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 人数 | 1 | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15～ |
| 評点 | 5 | 10 | 16 | 22 | 28 | 35 | 42 | 49 | 56 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90  |

イ 次表の各項目に該当する者について、次の表に示す評点を付与する。

| 項目名                          | 該当する業者  | 評点   |
|------------------------------|---|--|
| 山口市優良建設工事業者表彰                | 入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の3年間において、山口市優良建設工事業者表彰を受けた者              | +10<br>(申請業種のうち表彰に係る業種に対し、表彰件数に関係なく一律に付与)        |
| 建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム | ISO9001の認証を取得している者  | +20<br>(認証取得の件数に関係なく一律に付与)                       |
| 環境マネジメントシステム                 | ISO14001の認証を取得している者   | +20<br>(認証取得の件数に関係なく一律に付与)                       |
| 企業合併の有無                      | 入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の3年間において、企業合併を行った者(建設業の許可を有する者同士の合併に限る。) | +客観点数の10%<br>※小数点以下第1位を四捨五入<br>(申請業種全てに対し、一律に付与) |

## 別表 2 (第 5 条関係)

## 格付区分

| 建設工事の種類     | 等級 | 格付点数          |
|-------------|----|---------------|
| 土木一式工事      | 1  | 1, 000点以上     |
|             | 2  | 800点以上 999点以下 |
|             | 3  | 799点以下        |
| 建築一式工事      | 1  | 1, 000点以上     |
|             | 2  | 800点以上 999点以下 |
|             | 3  | 799点以下        |
| 電気工事<br>管工事 | 1  | 800点以上        |
|             | 2  | 799点以下        |
| 造園工事        | 1  | 870点以上        |
|             | 2  | 869点以下        |

様式第1号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

山口市長

### 格付等級通知書

年度、 年度及び 年度の競争入札参加資格審査申請について審査した結果、貴社の格付等級について下記のとおり認定しましたので通知します。

記

| 業 種  | 格付等級                             | 格付点数 | 客観点数 | 主観点数 |
|------|----------------------------------|------|------|------|
| 土 木  |                                  |      |      |      |
| 建 築  |                                  |      |      |      |
| 電 気  |                                  |      |      |      |
| 管    |                                  |      |      |      |
| 造 園  |                                  |      |      |      |
| 有効期間 | 年 月 日から<br>次回の認定における有効期間の初日の前日まで |      |      |      |

様式第 2 号 (第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

様

山口市長

印

### 格付等級変更(昇級・降級)通知書

山口市建設工事業者格付等級要領第 7 条に基づき貴社の格付を変更(昇級・降級)したので通知します。

記

|          |                                  |      |      |      |     |      |      |      |
|----------|----------------------------------|------|------|------|-----|------|------|------|
| 変更日      | 年 月 日                            |      |      |      |     |      |      |      |
| 業種<br>格付 | 変更前                              |      |      |      | 変更後 |      |      |      |
|          | 等級                               | 格付点数 | 客観点数 | 主観点数 | 等級  | 格付点数 | 客観点数 | 主観点数 |
| 土 木      |                                  |      |      |      |     |      |      |      |
| 建 築      |                                  |      |      |      |     |      |      |      |
| 電 気      |                                  |      |      |      |     |      |      |      |
| 管        |                                  |      |      |      |     |      |      |      |
| 造 園      |                                  |      |      |      |     |      |      |      |
| 有効期間     | 年 月 日から<br>次回の認定における有効期間の初日の前日まで |      |      |      |     |      |      |      |
| 変更理由     |                                  |      |      |      |     |      |      |      |

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

山口市長

印

### 格付等級取消通知書

山口市建設工事業者格付等級要領第7条に基づき貴社の格付を取り消したので通知します。

記

|        |       |
|--------|-------|
| 取 消 日  | 年 月 日 |
| 取消前の等級 |       |
| 取消理由   |       |